

事業ごみ（事業系一般廃棄物） 手数料について

倉敷市
環境リサイクル局リサイクル推進部
一般廃棄物対策課
令和2年2月6日

本日の内容

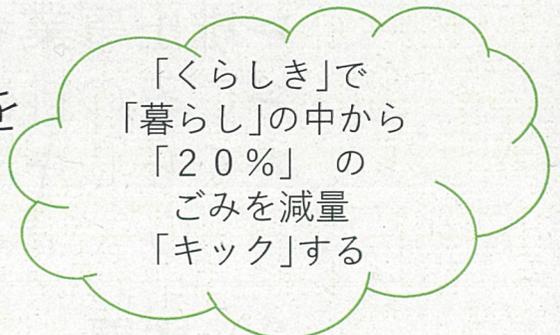
序論 倉敷市一般廃棄物処理基本計画について

- 本論
- 1 事業ごみの排出削減への現状と課題
 - (1) 現状
 - (2) 課題
 - 2 事業ごみの処分に係る基本的事項
 - 3 事業ごみ手数料について
 - (1) 事業ごみ手数料の基本的な考え方
 - (2) 事業ごみ手数料改定変遷
 - (3) 他市町村の事業ごみ手数料状況
 - (4) 事業ごみ手数料の現状と改定ポイント

倉敷市一般廃棄物処理基本計画について

➤倉敷市のごみを適正に処理するための基本的な考え方や目標

その目標を達成するため施策（59施策）、並びに
目標達成に向けての市民・事業者・行政の各々の役割を
明らかにしたもので、倉敷市の一般廃棄物処理の
基本方針となる計画である。



「くらしき」で
「暮らし」の中から
「20%」の
ごみを減量
「キック」する

➤通称「**くらしキック20**～ごみ減量への挑戦～」では
平成19年度を基準に令和6年度までに、「**ごみの排出量（資源ごみを
除く）を20%以上減量**」、「リサイクル率を10%以上増加」「最終
処分率は2%台を維持」することを目標としている。

➤概ね5年ごとに目標値や施策の見直しをする。

1 事業ごみの排出削減への現状と課題

(1) 現状

- 排出事業者への訪問指導や搬入事業者への搬入物検査の強化
- ごみの排出量は景気の動向に左右される傾向
- ぐらしキック20の目標値から大きく乖離

環境負荷の少ない
持続可能な都市を
目指す

(2) 課題

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

- SDGsでは2030年までに、廃棄物を大幅に削減すること
- ぐらしキック20の目標値は、**平成19年度を基準に令和6年度までに20%削減すること**

2 事業ごみの処分に係る基本的事項

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条

(事業者の責任)

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

(2) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年1月環境省）

(地方公共団体の役割)

経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図るべきである。

注) インセンティブとは目標を達成するための動機（刺激）・誘因

(3) 一般廃棄物処理有料化の手引き（平成25年4月環境省）

廃棄物処理法上、市町村では、当該市町村内における事業系を含めた全ての一般廃棄物の処理について統括的な責任を有するが、事業系一般廃棄物については、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられている。そのため、市町村において処理する場合でも、**廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい。**

👉 事業ごみ手数料とは



排出事業者が負担している「ごみ処理料金」は、許可業者がごみを運ぶための料金（収集運搬料金）と、市がごみを処理するための料金（ごみ処理手数料）の合計となっており、ごみ処理手数料が「事業ごみ手数料」であり、倉敷市の1トンあたりのごみ処理原価をもとに定めている。

👉 燃やせるごみについて



水島清掃工場



西部清掃工場

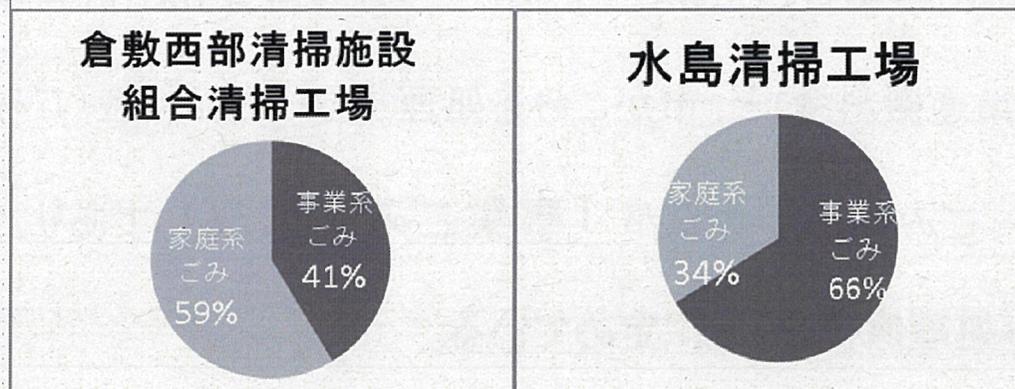
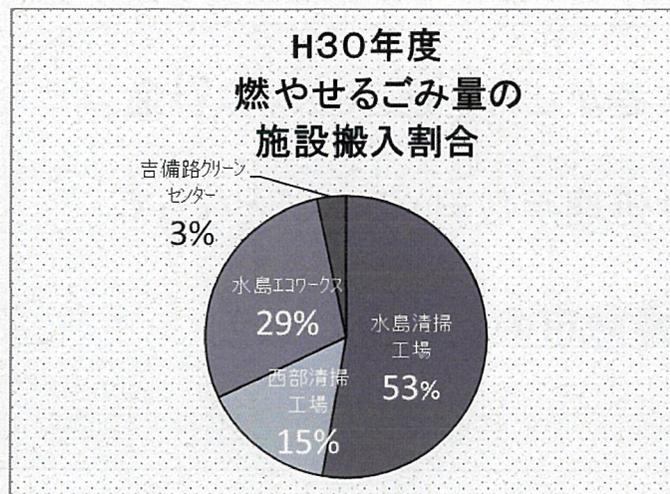


水島エコワークス



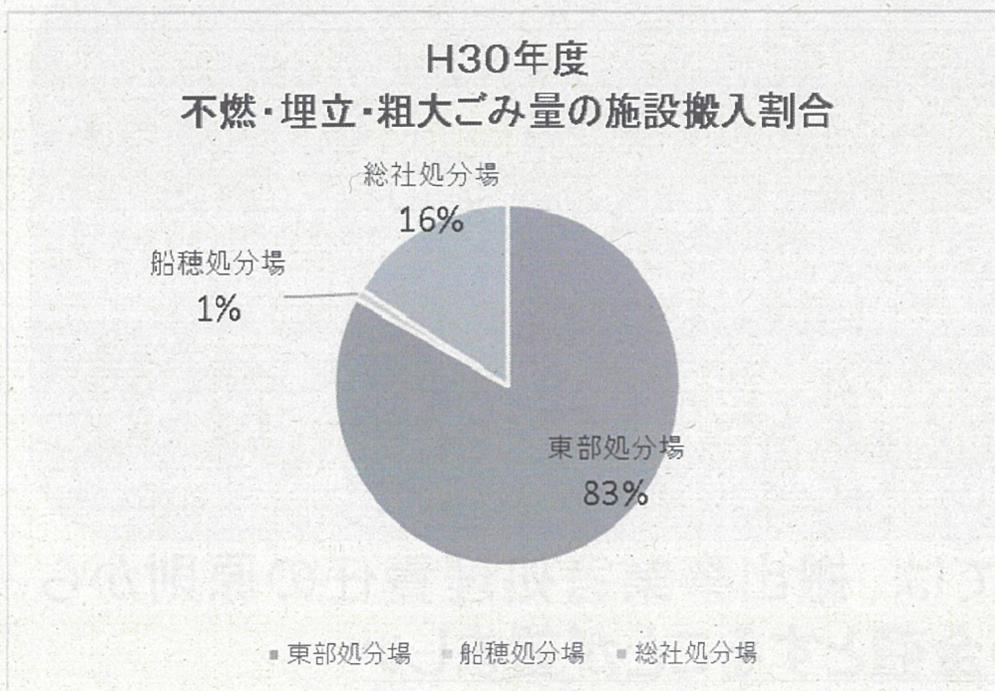
吉備路クリーンセンター

- 水島エコワークスでは事業ごみ（事業系一般廃棄物）は処理していないが灰処理はしている
- 吉備路クリーンセンターは総社広域環境施設組合が運営する施設でごみ手数料の単価が違う



👉 不燃・埋立・粗大ごみについて

- 最終処分は、東部最終処分場、船穂不燃物処理場（H31廃止） 総社最終処分場で処理
- 総社最終処分場は総社広域環境施設組合が運営する施設でごみ手数料の単価が違う



ごみの処理単価 算出には
水島清掃工場、西部清掃工場
東部最終処分場、船穂不燃物処分場の
処理するごみ処理量を用いて算定

3 事業ごみ手数料について

(1) 事業ごみ手数料の考え方

$$\text{①ごみの処理原価} = \frac{\text{運営費}(\text{※運転委託料} - \text{売電収入}) + \text{建設費}}{\text{ごみ処理量}}$$

$$\text{②ごみの処理原価} = \frac{\text{運営費}(\text{※運転委託料} - \text{売電収入})}{\text{ごみ処理量}}$$

事業ごみ手数料については、搬出事業者処理責任の原則から
ごみの処理原価の全額とすることが望ましい

※運転委託料⇒人件費や光熱水費や補修費など
※建設費⇒施設建設費

(2) 事業ごみ手数料改定変遷 (基108頁)

➤ 大幅な改定は、H18年度 (90円/10kg⇒**130円/10kg**)、
 現在、136円/10kg (R1.10.1消費税率変更分の転嫁)

実施年	処理手数料	改定増額分
H9.4	600円/100kg	
H9.11	120円/20kg	
H10.4	60円/10kg	
H13.4	90円/10kg	30円の増額改定
H18.4	130円/10kg	40円の増額改定
H26.4	133円/10kg	消費税率の変更分転嫁(8%)
R1.10	136円/10kg	消費税率の変更分転嫁(10%)

H17年度見直し			
ごみ処理コスト 24,318(円/t)			
事業者負担	9,000	13,000 88.8%	<div style="border: 2px dashed red; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;"> 運営費 14,639 </div>
	改定		
税金負担			建設費 9,679

※平成18年4月から約14年間、実質的な手数料改定をしていない。

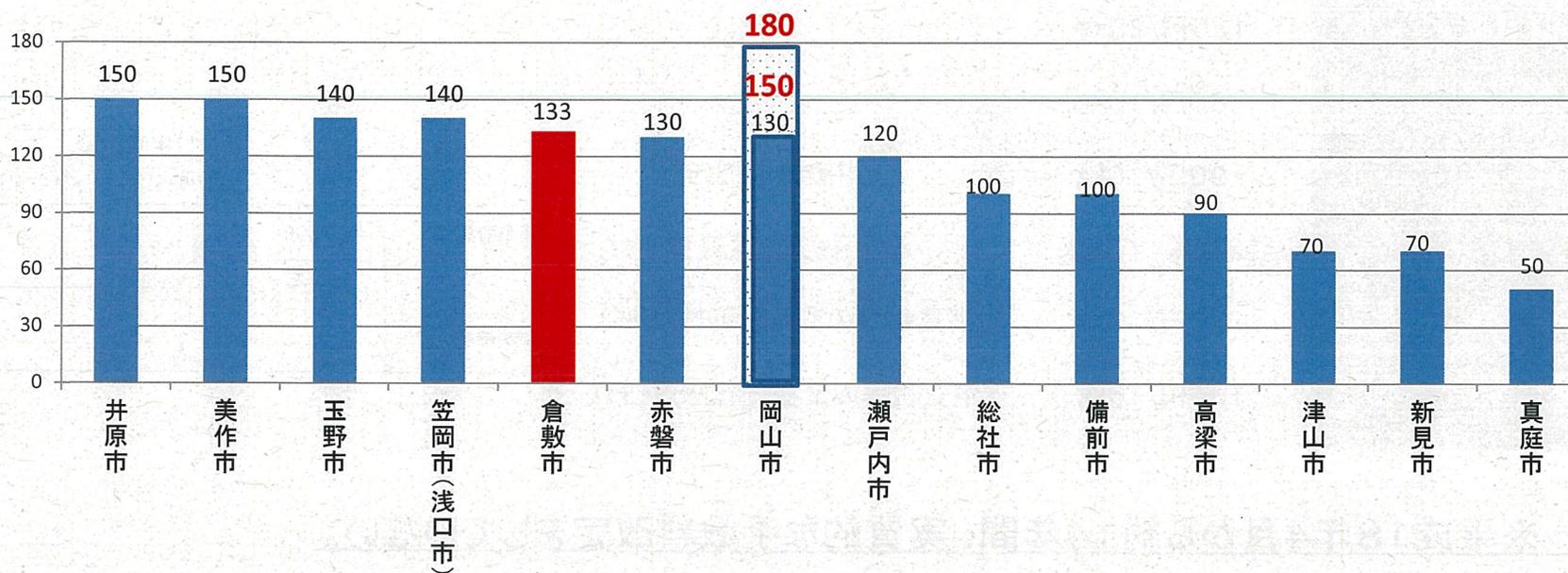
(3) 他市町村の事業ごみ手数料状況 (H30年度調査)

ア 近隣自治体 (岡山県内市)

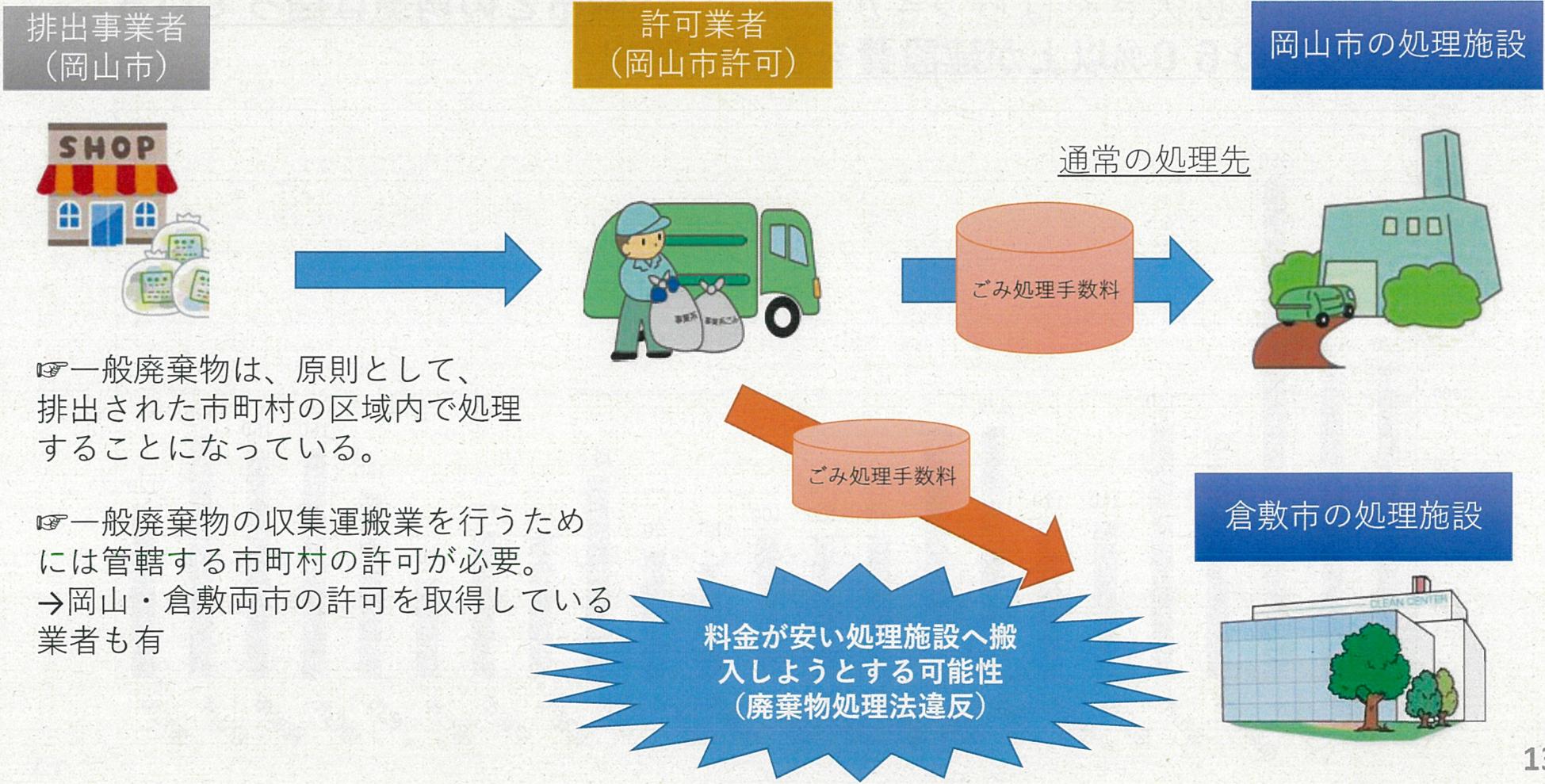
👉 **岡山市はR2年度に手数料を**

130円/10kgから**150円/10kgへR3.4.1実施し、
2年後 (R5.4.1) には180円/10kgへ実施予定としている。**

⚠ **事業ごみが倉敷市 (現行の手数料のまま) へ流れてくる。**



△近隣市と手数料が違う場合に考えられる懸念（事業ごみが流れてくる）



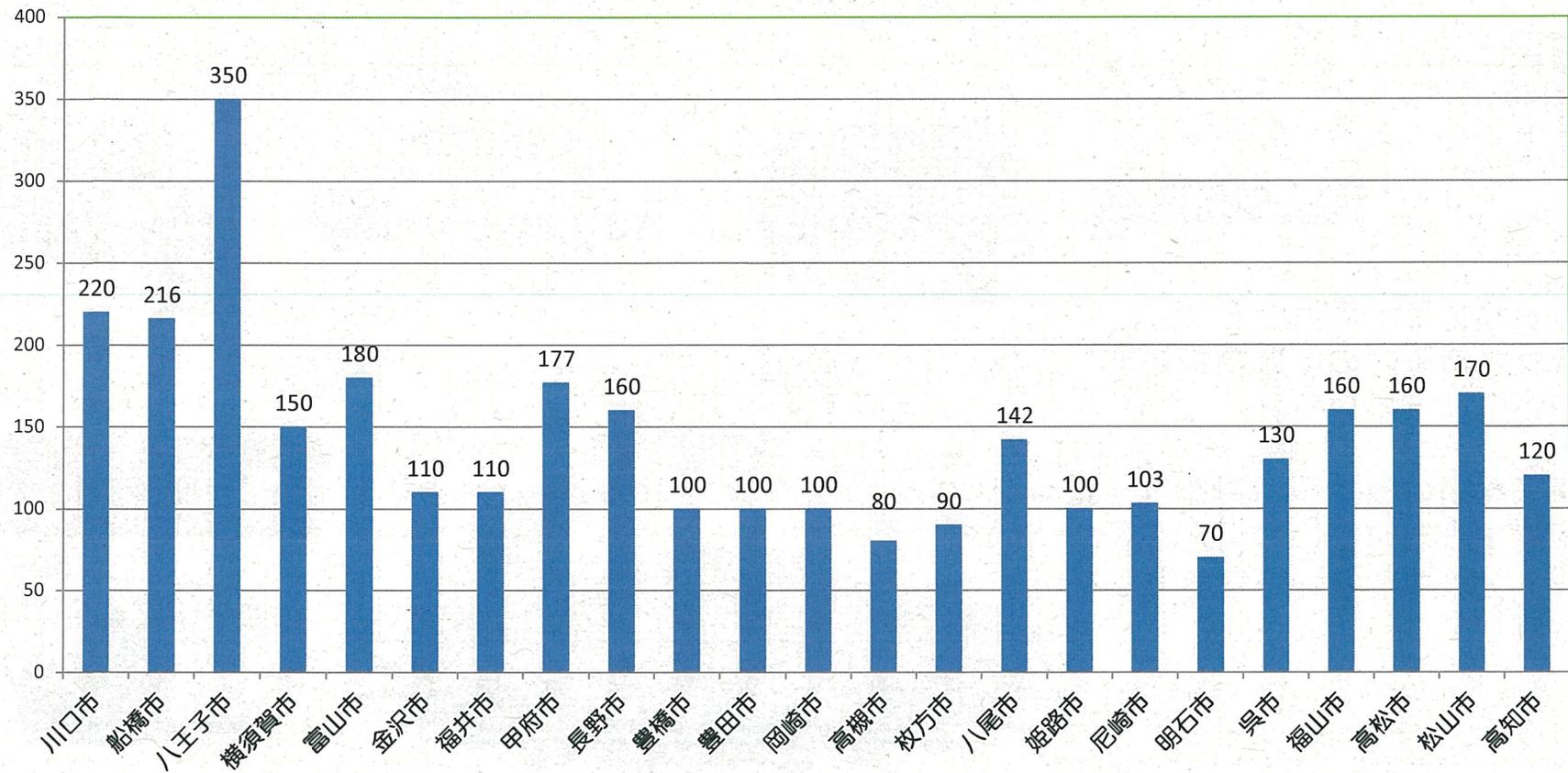
☞一般廃棄物は、原則として、排出された市町村の区域内で処理することになっている。

☞一般廃棄物の収集運搬業を行うためには管轄する市町村の許可が必要。
→岡山・倉敷両市の許可を取得している業者も有

イ 主な中核市

👉 手数料には大きくばらつきがあるが、近隣市との均衡は図っている

👉 中核市の60%以上が建設費を含んで算出



(4) 事業ごみ手数料の現状と改定ポイント

ごみ処理原価（処理コスト）21,679円/t（運営費17,369+建設費4,310）は直近の過去5年間（H26年度からH30年度）の平均値で、**全額負担が望ましいが・・・**

ごみ処理コスト 21,679(円/t)	
事業者負担	(現状) 13,600
税金負担	
	運営費 17,369
	建設費 4,310

1. 公費負担のあり方
 (H25.4環境省一般廃棄物有料化の手引き抜粋)
 ……廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい。

2. 近隣自治体のごみ手数料との均衡

3. 排出事業者の事業活動への影響

・ごみ処理原価費用の全額を受益者の負担でまかなうことを原則としつつ、様々な影響を考慮する必要がある。

